

分科会各班代表者による発表

1 班

○松尾重治（佐賀県議会） 佐賀県の松尾です。第1グループ第1班の発表をさせていただきます。

初めに、議事記録関係の1、委員会会議録の全文記録を行うときの基本的な考え方について発表いたします。

前提として、全文記録を採用しているのはグループのメンバーである12自治体中5自治体であり、残り7自治体は要点筆記による作成となっておりました。

その中で、(1)については、委員長の指名発言まで表記しているのは、全文記録を採用している5自治体中1自治体だけであり、残りは、同じ質問者や答弁者が立て続けに発表する場合は、2回目からの委員長の指名発言を削除するなど、指名発言までは表記していない事例が大半でありました。

(2)については、不規則発言を基本的に聞き取れるものは括弧書きで表記している自治体、前後の発言に影響のない不規則発言は基本的に表記していない自治体などがありました。

(1)、(2)に共通して言えたことですが、グループ内のメンバーの中には内規や作成要領を設けている自治体もありますが、ほとんどの自治体が設けておらず、前任者からの引き継ぎにより作成していたり、担当者によって見解が異なったりすることで委員会によって記録の掲載内容などに差異が見られるため、統一的な基準を設けながら作成することが望ましいとの結論が出されました。

以上が議事記録関係です。

次に、議事運営関係の1、委員会提出の議案についてですが、まずは(3)から申し上げます。

委員会が議案を提出するときは、全会一致であれば委員会提出議案、全回一致とならない場合は所管委員会における賛成議員による議員提出議案とすべきであり、そうすることで(1)、(2)の問題もクリアできると思います。委員会において反対である議員は、その旨を表明し、提出者に名を連ねるべきではないと考えます。また、委員長ももし反対であるならば、委員会においてその旨を発表することで、その議案は、委員会提出議案ではなく、賛成議員から成る議員提出議案として提出すべきであると思います。

よって、(1)、(2)については、法的には可能だとは思いますが、モラル的、政治的に大きな問題があるため、本会議で反対を表明することは行うべきではないという結論が出されました。

以上、簡単ではありますが、第1グループ第1班の発表を終わらせていただきます。

2班

○木戸孝洋（大分県議会） 大分県議会の木戸と申します。第2班の発表を行いたいと思います。

第2班は、第1グループの議事記録関係の1、委員会会議録の全文記録を行うときの基本的な考え方についてのうち(3)及び(4)と、議事運営関係の2について発表いたします。

まず、議事記録関係の1の(3)、全文記録を作成する際に注意すべき事項についてですけれども、不穏当発言を削除する、誤字脱字の修正や数値、事業名、法律名などの確認を行う、整文を行うといったことが出されました。また、担当者が交代した際にも対応できるように、それぞれの自治体で整文についてのマニュアルを作成しておく必要があるのではないかという意見が出まして、実際、幾つかの自治体さんでは作成しているということでありました。

次に、(4)、議員または執行部から発言取り消しの申し出があった場合、処理方法と委員会記録の記載方法について、また、本会議記録と委員会記録で取り扱いに差を設けているかということでもありますけれども、実際に委員会記録について発言取り消しの申し出があったという事例はほとんどありませんでした。実際には、本会議と委員会での取り扱いについて差を設けているところが多く、その場合、事務局で修正について判断しているところが多かったです。ただ、本会議と委員会と同様の取り扱いをしているところでは、委員長が委員会で発言取り消しについて諮ることにしており、取り消す場合、記録原本についてはそのまま、配布用の記録についてのみ修正しているということでありました。

続きまして、議事運営関係の2の(1)、議長が意見書案の受理を拒否することができるかということにつきましては、意見書案の要件を満たしていれば拒否することができないという結論になりました。

次に(2)、議会運営委員会は最終日の議事日程に掲載しないことができるのかということにつきましては、結論としては掲載しないことはできないということになりました。採決するにしろ継続審査にするにしろ、何らかの形で議事日程には載せなければならないということで、たとえ議運でどのような判断をしたとしても、議事日程については最終的な権限は議長にあるということで、議長が議事日程に掲載しなければならないのではないかという結論になりました。

以上で第2班の発表を終わります。

(提出分)

議事記録関係(第1グループ)

1 委員会会議録の全文(逐語)記録を行うときの基本的な考え方について

委員会会議録については、①全文記録、②全文に近い要約記録、③要約記録と、自治体によって様々であった。また、委員会会議録の公開についても、①文書のほかインターネット上でも公開、②インターネット上での公開に向けて取り組み中あるいは現在検討中、③情報センター等で文書のみを公開、④公開していないと、これについても自治体によって状況が様々であった。

- (1) 全文記録を行っている自治体は、委員長の指名発言もすべて記録している。しかし、全文に近い要約記録としている自治体では、指名発言は記録してはいるが、ほぼ全文に近い形で委員の発言を記録しており、整文方法も本会議会議録と同様に行っているという状況であった。
- (2) 委員長に指名されない委員や傍聴議員などの野次のような不規則発言のうち、その発言がないと会議の流れが不明確になってしまう場合は、()表記により記録しているが、不穏当発言は記録していない自治体が大半であった。中には、指名されていない委員の発言も、発言者が明確にわかっており、会議の中で必要な発言であれば、指名による発言と同様の表記をしている自治体もあった。

3班

○四方智樹（横須賀市議会） 横須賀市議会から参りました四方と申します。よろしくお願ひします。

第3班では、委員会会議録の全文記録を行うときの基本的な考え方についてのうち(1)と(2)、それから、議事運営関係のうち3、正副議長選挙立候補制についてを話し合いました。

まず、1の(1)ですが、指名発言などをどこまで反映すればよいか。決まりがないので、各自治体で読み手がわかりやすい基準を設ければよいという結論になりました。各議会さんのご意見をちょうだいしたところ、委員長の指名発言を表記している自治体もしていない自治体もあり、また、当局側の説明を省略している自治体もありました。共通して言えるのは、どの自治体も、本会議会議録に比べ、比較的修文を多く行っているということでした。

次に(2)です。録音ができていない場合等もあり、なるべく表記をしないほうが好ましいが、議事進行上必要な発言や、どうしても入れなければいけないような場合は括弧表記をすべきである。後に会議録を見たとき、つながりがあるように、流れがわかるように、例えば（何事か発言する者あり）など、そういった言葉を入れ、意味が通じなくなる範囲で表記をするべきであるとの結論に達しました。

次に、3の正副議長選挙の立候補制について。

(1)、立候補制や表明演説会などの実施状況と公開状況については、過去に立候補制を導入し所信表明を行った事例と、現在も導入している事例が1つずつあり、いずれも公開されておりました。

(2)、法的な問題と事務手続等については、自治法上では想定していないため、制度としては行えないが、実質的な立候補制として導入された事例において、申し合わせにより、候補者は届け出を事務局に提出し、各会派の代表者会議において周知し、選挙の前に全員協議会において所信表明を行い、本会議において投票を行いました。投票の際に候補者以外の者への投票を禁止するなどの制限を行わなければ、法的な問題はないと判断いたしました。

（提出分）

議事記録関係（第1グループ）

1 委員会会議録の全文（逐語）記録を行うときの基本的な考え方について

(1) 指名発言など、どこまで反映すればよいか決まりはないので、各自治体で読み手がわかりやすい基準を設ければよい。当分科会では、委員長の名指発言を表記している自治体も、していない自治体もありました。また、当局側の説明を省略している自治体もありました。どの自治体も、本会議会議録に比べ、比較的多く修文を行っています。

(2) 録音できていない場合等もあり、なるべく表記しないほうが好ましいが、議事進行上必要な発言やどうしても入れなければいけないような場合には、括弧表記をすべきである。

あとで会議録を見たときに、つながりがあるように、流れが分かるように、例えば「何事か発言するものあり」等、意味が通じる範囲で表記すべきである。

(3) 全文（逐語）記録を作成する際に注意すべき事項などがあれば、ご教示願いたい。

- ・本会議、委員会を問わず正確な処理を心がけること。
- ・単純な数字等の言い間違いについても発言者に確認の上修正を行うこと。

などが挙げられた。

なお、本会議録は忠実性を重視し、委員会記録はわかりやすさを重視するとの考え方で委員会記録の作成に際しては修文を多く用いるとの意見があり、同様の考えの市（県）も多数あった。

(4) 委員会の許可を得、削除する部分を確認した上で

① 原本には、取り消した部分も記載し、配布（公開）用のみ削除

② 原本の段階で削除

とする2通りの意見があった。

また、具体例として、ある市において、互いに事実誤認のまま議員と執行部の間で延々と議論が交わされた後に発言取消の申し出があり、その対応として担当書記が該当箇所の記録を作成し、直後の委員会で委員全員に記録を配布し、委員会で許可を得て（配布した記録は回収）、初めから何も議論が交わされなかったように該当する箇所をすべて削除し、委員会記録を作成したとの事例が紹介された。

議事運営関係（第1グループ）

1 委員会提出の議案について

まず、3班では、(1) 所属委員の本会議での反対表明について討議を行いました。

討議の中では、委員会内で多数で可決した議案を委員会で提出した場合には、それに反

対した所属委員が、本会議において反対表明することは可能であるとの意見が出されました。また、議会運営委員会において、委員会提出の議案は全会一致の場合に限定する旨の申し合わせをしている場合には、道義的に望ましくないとの意見もありました。

以上の意見については、3班全員が一致した見解となりました。

一方、次に討議された、(2) 委員長の本会議での反対表明については、標準会議規則において、委員会が議案を提出する場合の提案者は委員長と定められていることから、提案者である委員長が本会議で反対表明をすることは、市民（傍聴者）に対して説明がつかず、道義的に不可能であるとの意見がありました。これについても、3班全員においてもほぼ一致した見解となりました。

なお、3班では、委員長が委員会提出議案に反対の場合の委員長の対応についても討議がなされました。

対応策の1つとして、採決時に委員長が退場することについての検討がなされ、これに対して、提案理由の説明を行った委員長が採決時に退場することは、市民の目から見た場合に不可思議に映り、好ましくないとの意見が出されました。また、議案の提案者を副委員長にする場合の検討もなされ、これに対して、標準会議規則の規定により、提案者は委員長となっていることから不可能であるとの意見が出されました。

最後に、(1)(2)の討議を踏まえ、(3)委員会が議案を提出するときに、委員会で全会一致の場合に限定すべきかについて、討議がなされました。

これについて、法律的、制度的に全会一致の場合に限定することはできないが、事実上限定しない場合に(1)(2)の問題が生じることからこれら問題を解消するためにも、委員会内で委員長を含めた全会一致の場合に限り、委員会提出とするとの議会運営委員会における申し合わせをするべきであるとの意見が出されました。この意見について、3班においてもおおむね全員の同意を得た形となりました。

4 班

○柳楽利明(鳥取県議会) 第2グループ第4班、鳥取県議会事務局の柳楽と申します。
よろしく申し上げます。

議事記録関係の1の(1)、資料は59ページになりますが、会議録作成支援システムでは認識するデータが整文されていない。整文に対する議会事務局の知識や判断基準が必要ということで、整文の基準や参考図書があればご教示いただきたいということと、意見交換や考え方を伺いたいといういうこととでございます。

それで、当班に音声認識システムを導入している敦賀市さんと北海道さんがおられましたので、まずそこの現在の状況などをお聞きしましたので、それをお話ししたいと思います。

敦賀市さんのほうは昨年4月に導入されたということです。議会改革の一環で取り組んで、委員会の会議録について導入されたということです。現在の認識率ですけれども、50%程度ということで、発言者のしゃべり方であるとか方言、あとは委員会でマイクのスイッチを入れ忘れてとか、その辺のところではなかなか認識率が上がらないというような問題があるということでした。

システムの認識率を上げていくためには、職員が手をかけて修正なりをして、言語モデルをカスタマイズしていく必要があるんですけども、なかなかそこに手が回っていないという現状があるということでした。

北海道議会さんですけれども、平成17年に導入されたということで、現在の認識率は、本会議、委員会とも、発言者や話の内容によってばらつきはあるものの、60~95%の認識率となっているということです。ただ、導入からこれだけの認識率があったわけではなくて、カスタマイズを重ねていくことで現在の認識率になってきているということです。

導入のメリットに挙げておられたのは、まず、認識システムを導入することによって、1次原稿ができるまでの期間がかなり短縮されたということで、それによって複数の目で内部で整文とか修文をする時間がしっかりとれるようになったということ、分担して反訳作業を行えるということで作業が効率的になったこと、委員会においては、1から反訳していたということを考えれば、8割近くはシステムででき上がってくるので作業が効率的になった、このようなことがありました。

導入に当たって考慮しなければならない点としては、システムを導入したからといっ

て、整文はやはり事務局が手をかけて行わなければならないということで、会議録は職員が手をかけてやっどできるということを考えると、それだけの人員体制がとれるという条件が必要であるということ、それと、何にも増して認識率が上がっていくことが必要だということでした。

次に、参考図書ですけれども、速記協会が出している「用字用例辞典」であるとか、全国議長会等の研修会の配布資料、例えば北海道議会とか和歌山県議会の資料などがそこで配布されたりしておりますし、東京都議会さんも要領みたいなものをつくられています。あと、速記協会が実施しておられる講座に参加したときの資料などが参考図書になるのではないかというような意見になりました。

整文方法については、用字用例が基本となるんですけれども、実際の用例は各議会でそろえばよいのではないかというような意見がございました。

先ほどの音声認識システムのところで申し忘れたんですけれども、意見としては、翻訳業者に現在委託しているところにとっては、修文の手間とか経費とかを考えると、導入のメリットは余りないのではないかというような意見もございました。

続きまして、議事運営の1、委員長の討論等についてでございます。

まず(1)ですけれども、委員長が自己の見解を述べることができるかということですが、委員長は委員会の代表として報告するものであって、その報告は審査経過と結果の報告であり、客観的事実を述べるものである、したがって、それ以外は述べることができないということ、標準会議規則にも、委員長報告には自己の意見を加えてはならないという規定があるところから、できないという結論に達しました。

次に(2)、仮に述べた場合の議長のとるべき措置ですけれども、直ちに自分の意見を述べないよう注意し、発言を中止させるということです。

次に(3)、委員長が報告後の討論で反対討論を通告できるかということですが、基本的には反対討論の通告は可能であるという意見でした。委員長も一議員であって、議員としての権利として可能であろうと。ただ、その他の意見として、反対討論を通告できるとは考えられるけれども、余り好ましくないのではないかという意見もございました。

(提出分)

議事記録関係 (第2グループ)

1-(2)

本班における会議録検索システムの整備状況につきましては、すべての議会事務局において整備されているということでした。

掲載している会議の種類でありますとか、検索方法につきましては、それぞれの議会事務局で違いは見られるものの、本会議については、すべての議会事務局で掲載されているということでした。

会議録の表記につきましては、標準用字用例辞典等を基本に、それぞれの議会事務局において、用字の統一を図っており、それに基づいて会議録を調製しているということでした。

掲載している会議録につきましては、すべての議会事務局において、基本的に、調製した会議録を掲載しているということでした。

そこで、(2)の「検索システムの利便性を考慮した場合、どう考えるか」ということへの考え方についてであります。会議録は、標準用字用例辞典や各議会事務局での用字の取り扱い等に基づいて調製する公文書であり、システムの利便性に会議録をあわせる必要はないという意見が一致した意見でありました。

なお、現行のシステムでも、複数のキーワード、発言者（質問者・答弁者）、会議日及び会議名等での検索は可能であり、検索のために、あえて用字等を変えてひらがな表記をする必要はないのではないかという意見もありました。

議事運営関係（第2グループ）

2-(1)の「要望にとどめる発言」につきましては、厳密に解すれば、議員は意見を述べる必要はないことになるが、長の見解を問う手段として、議員が意見を述べるのまで認められないと解する必要はないものと考えるという意見、質問のテクニックの問題であるという意見、最小限にとどめることが必要という意見がありました。

次に、「関係資料の提出を求める発言」につきましては、質問は、当該団体の事務について長の見解を求めるものであり、長の答弁により明らかになることを予定しているものであるということと、議会は、言論の府であり、質問と答弁を原則としていることから、長が積極的に資料を提出することを約束するのであれば差しつかえはないが、議員のほうから、質問で資料要求することは認められていないと考えるという意見がありました。

(2)につきましては、全員一致で、法的根拠はないという認識でありました。

ただし、100条権限を付与された場合のみ、議会は資料を求めることができるという意見

がありました。

また、議員個人に調査権はないという意見もありました。

(3)につきましては、仮に議員が資料提出を求めるとした場合、議会運営委員会で事前に協議し、議長に対する措置要求をして、議員個人ではなく、議会として、議長名において資料要求することが考えられるという意見がありました。

5班

○江口昌克（大野城市議会） 皆さん、お疲れさまでございます。私たち第2グループ第5班は11名で話し合いを行いました。メンバーは、苫小牧市の前田さん、名取市の小笠原さん、港区の河野さん、相模原市の川端さん、ひたちなか市の土屋さん、太田市の大槻さん、宇都宮市の鈴木さん、御殿場市の小宮山さん、八尾市の山本さん、豊後大野市の渡辺さん、それと私、大野城市の江口が話し合いをさせていただきました。

まず、議事記録関係についてのご報告で、(2)の部分でございますが、要点をまとめさせていただきますと、会議録検索システムにおける内容といたしましては、会議録を公開しているという視点に立つ考え方が皆さんの一致した意見でありましたので、参考になるものとしたしましては、用字例集を中心に行っていくべきではないだろうか。ただ、インターネットという不特定多数の方が見られるものにおいては、今後、こういうことも検討していかなければならないのではないかとという少数意見もあったところを申し伝えたいと思っております。

11 市議会におきましては、会議録検索システムについてはおおむね整備されているという状況でございました。

また、会議録につきましては、本会議録は当然のことでございますが、委員会の会議録につきましても、おおむね逐語に基づく委員会の会議録をつくられているというところでございます。一部要点筆記等もあるかと思いますが、その分の委員会の会議録及び本会議の会議録の整備は終わっていると。

また、会議録検索につきましては、大きなところで本会議の会議録の掲載状況はすべて共通でございましたが、予算特別委員会、決算特別委員会まで掲載する議会、また、委員会の会議録を含めてすべて公開しているところもあったように報告があったところでございます。

最後、まとめさせていただきますと、議事記録関係につきましては、基本は会議録の報告に当たりますので、用字例集をもとに修正を行っておりますので、特段この部分については疑義が生じていないというのが結論でございました。

続いて、議事運営の、質問における要望等の発言についてでございますが、まず、(1)の「要望にとどめる発言」及び資料要求が質問で出たときという部分で議論したところでございます。

大きく分けて、一般質問、会派代表質問等で行う質問と、議案に対する質疑について

議論をしたところでございます。議案に関する質疑については、非常に厳格な運営がなされているんじゃないかという意見が主流を占めておりますので、その部分につきまして要望を出す、資料要求を行うというのはほとんどないような状況でございました。ただ、1点、質疑の延長線上で、資料が出てこないと進行上支障が出る事例が幾つかあったようでございますが、その場合は暫時休憩し、議会運営委員会等で運営が諮られ、議長から議会としての資料要求を行うものではなく、議事運営上、執行部が協力いただく中で資料が提供された事例があったようでございます。

次に(2)、資料要求に関する法的根拠はということでございますが、11人が一致したところで、法的根拠はないのではないかとというふうにとまとまったところでございます。

(3)でございますが、この部分につきましては、議事の進行上どうしてもそういった資料要求等が出てきた分につきましては、本会議におきましては、議運を開催し調整を行う中で、議会から任意の資料提出を求めるパターンがあるだろうという考え方、また委員会では、皆さんもよく経験されているかと思いますが、委員会で議論していく中で、委員長のほうから執行部に対して口頭による資料の要求、または、議会によりましては文書により資料を求めている議会もありましたが、これは総じて、先ほどもご報告をさせていただいたところと重複しますけれども、いわゆる執行部に対する委員会からの資料要求の協力の依頼の範囲内で、執行部がその求めに応じて、議事進行上、委員会の進行上、円滑に進めるための目的として提供されたものであるだろうと。

また、最終的には、議員の調査権はございませんので、議会にしか存しないということ踏まえすと、その協力関係のもとで資料要求が執行部に対してなされない場合は、委員長から、また議員のほうから、議長を経まして議会として執行部に対して資料要求をしなければならないだろうというのが11名のまとまった見解でございました。

また、少数意見の中には、議員によっては、このような形で議会に対する資料要求を行うすべをとらずに、情報公開条例に基づいて、市民と同じく執行部に対して情報公開を要求して的確な資料を得ている議員もおったということをあわせてつけ加えさせていただきます。

(提出分)

議事記録関係 (第2グループ)

- 1 会議録作成システム(音声認識システム)を将来導入するに当たって、会議録の整文

に関する基本的な視点及び考え方について

(1) 会議録作成支援システム（音声認識システム）での会議録の整文に対する考え方について

【討議結果】 会議録作成システムを採用している例をみると、精度があまりよくない実態もあり、最終的には、職員が用字用例辞典を元に行うべきである。

(2) 反訳業者から上がってきた原稿で、誤った読み方を避ける観点から平仮名表記されている場合についてと、会議録検索システムを採用している場合の考え方について。

【討議結果】 ほとんどの議会事務局において、用事用例辞典を元に表記の統一を行っている。会議録検索システムについては曖昧検索、同義語検索機能などがあるため、あまり問題としていない。

議事運営関係（第2グループ）

1 委員長の討論等について

委員会で条例改正案が原案のとおり可決され、本会議で委員長が審査の経過と結果を報告した。

(1) 委員長は委員長報告の中で、個人的に反対の見解を述べられるか。

【討議結果】 あくまで委員会の審査結果の報告であるため、個人的な見解を述べることはできない。

(2) 仮に委員長が報告の中で反対の見解を述べた場合は。

【討議結果】 議長は、委員会の審査結果の報告以外は求めていないため、制止すべきである。

(3) 委員長報告の後、反対討論を通告することができるか。

【討議結果】 道義的な問題はあるが、法的には委員長報告が終わった後、一議員に戻った委員長が反対討論することも可能である。（理論的にはできるが控えるべき）

2 質問における要望等の発言について

質問は、当該団体の事務を対象にして、議員が疑問点と政策を述べるものであるが、次のような発言が認められるか。

(1) 長に対し、疑問点や政策のほか、「要望にとどめる発言」（答弁不要）、「関係資料の提出を求める発言」

【討議結果】要望については、本来、質問には馴染まず基本的には認められないが、黙認されているのが現状となっている。

(2) 資料提出を求める法的根拠はあるか。

【討議結果】議員が資料提出を求める法的根拠はない。議員からではなく、議会から資料提出要求をする必要がある。

(3) 議員が資料提出を求めるときは、どのような手続きによるものか。

【討議結果】議事の進行上、どうしても必要な場合は、議会運営委員会を開催し、調整を行っている中で、議会から任意の資料提出の協力要求をする。

6班

○川俣 基（福島県議会） 第2グループの課題につきまして6班の発表を行います。発表につきましては、議事記録関係と議事運営関係について、それぞれ1名ずつ分けてご報告いたします。

まず、議事記録関係1の(1)について、私、福島県議会事務局、川俣より発表いたします。

テーマは、会議録作成支援システム、音声認識システムを将来導入するに当たって、会議録校正の際の整文の基準や参考図書などはどのように取り扱うのがよいかということでございます。

第6班においては、システムを導入している自治体はなく、テープ反訳の業者委託、速記委託などによる成果品を事務局で校正、整文するという方法を採用しているのが現状でございました。よって、システムを導入することについては、委託費の経費節減というメリットはあるものの、事務局の業務量増加などが考えられるので、そのメリット・デメリットをもう少し精査していかなければならないという意見が大半でした。

しかしながら、反訳の過程にかかわらず、校正、整文に携わる職員が共通の認識を持つことが必要かつ最も重要なことであるとの結論に至りました。このための方策として、各議会独自のルールを整理したマニュアルの作成という意見が挙げられました。

きのうの講義にもありましたように、整文にはこれが正解という明確なものはありませんが、統一性を持たせる必要がありますので、新しく異動してきた職員も速やかに校正事務ができるよう、各議会においてマニュアルの整備などを進めていく必要性を感じたところでございます。

○日野真幸（筑紫野市議会） 皆様お疲れさまです。福岡県筑紫野市議会事務局の日野と申します。

6班の2点目になりますけれども、議事運営関係1、委員長の討論等についてということで、1点目から報告をさせていただきます。

委員長報告の中で自分の意見を述べることができるかについてですけれども、委員長報告は委員会を代表しての報告でありますので、標準会議規則にありますように、委員長報告の中では自己の意見を表明してはならないという結論に至りました。これにつきましては、6班のメンバー、ほとんど最初から意見が一致した内容になっております。

続きまして2点目、仮に委員長が自己の意見を述べてしまった場合、議長がとるべき

措置についてですけれども、議長は、まず、委員長に対して自分の意見を述べることは禁止されているという注意を促すということが1点目、故意に発言を行っているというような場合につきましては、さらに発言を禁止するというような措置を行う必要がある。さらに、その際、議長は、委員長が発言した内容について、後刻会議録を精査した上で発言取り消しを行う場合もあるということで留保しておく必要があるという結論に至りました。

続きまして、3点目の委員長が報告後の討論で反対討論を通告することができるかどうかという点についてですけれども、委員長が報告後の討論ということでございますので、一議員としての討論ということであれば、可能か不可能かということであれば、まず可能であろうという結論に至りました。

しかし、これにつきましては意見がさまざまありまして、傍聴者、さらに住民側から見ると、議会、議員に対する信頼性を考えますと、まず、委員長報告の際、委員長が本会議場の席を外した上で副委員長に報告をしていただきまして、その後に委員長が本会議場に戻り反対討論を行う、そういった措置をとるべきではないかという意見がございました。

(提出分)

議事記録関係 (第2グループ)

1の(2)

- ・ 会議録上での表記を検索システム用に変える等の取組みは特にしていない。
- ・ ひらがな検索やあいまい検索、完全一致等、検索の方法に選択肢を設けることがシステム上できるのであれば、表記を変えるのではなく、そういった検索方法により対応してはどうか。
- ・ 整文に係る統一した基準さえ明確にしていれば、読み方により意味の違うもの、ケースにより表記の違うもの等が多種ある中、検索する側がどのようにキーワードを入力するか等を個々にすべて想定する必要はないのでは？
- ・ 検索システムのページの冒頭に、検索をする上での留意点について注釈を設ける等により対応してはどうか。

議事運営関係 (第2グループ)

1 委員長の討論等について

(1) 委員長の報告には、自己の意見を加えてはならないと標準会議規則に定められていることから、委員長報告で自分の見解を述べることはできない。

(2) 委員長が報告の中で、自己の見解を述べてしまった場合は、議長は委員長に対し、自分の意見を述べることは禁止されている旨の注意を行い、さらに委員長が故意に発言を行っているなど、場合によっては、発言を禁止するなどの措置を取る必要がある。

また、議長は、委員長が自己の見解を述べた部分について、後日会議録を精査して発言を取り消すかどうかを判断することとして、発言取り消しの留保を行っておく必要がある。

(3) 委員長が報告後に反対討論をすることは可能であるが、賛成の委員長報告を行った後に、当の委員長が反対討論を行うことは、傍聴者や市民の議会への信頼等を考えた場合には、好ましくないと考える。

7 班

○小野 清（大分県議会） 第7班の発表をさせていただきます。第3グループになりますが、資料 61 ページ、私は、議事記録関係の 1 を担当させていただきます。

音声データと映像記録の保管状況及び情報公開の対応についてということで、まず、各県市の状況についてでございます。

録音につきましては、各県市ともテープまたは I C 記録で録音しているということでございます。その用途というのは会議記録の作成。作成というのは、事務局のほうで作成する場合がありますし、委託も含めてですけれども、作成のために使っている、正式な記録用として用いているものではないということでございます。あくまでも担当レベルのものとして所持しているということです。

ですから、保管につきましても、正式な会議録というものができ上がりましたら廃棄するという取り扱いとなっている。廃棄するといいましても、担当者で、1 年程度あるいは 3 年ぐらい自分のところで持っているところもあるということございました。

したがいまして、情報公開の対応につきましても、正式なものではありませんので、公開の対象としていないところが大部分でございました。ただし、一部議員さんのほうから聞かせてほしいといった要請があった場合の対応についてですけれども、これにも一切対応しないところもあれば、音だけは聞かせる、あるいは文字として起こして、これは正式なものではありませんよという断りを入れて議員にお渡しするような形をとっているところもあるということございました。

以上が各県市の状況です。

次に、メリットとデメリットについてでございます。

まず、メリットですけれども、こうした音声データ、これは映像も含めてということになるかもしれませんが、こういったものを公開していくことにつきましては、時代の流れであって、必要なことではないか、インターネット等も一般に普及しております、大変便利なツールが今普及しておりますから、こういったツールに連動させて積極的に公開していくということが時代の流れではないか、これは当然、議会の広報活動等の一環として意義があることであるし、市民、県民に議会の活動というものをアピールすることになる。このことによって、繰り返しになりますけれども、市民、県民に開かれた議会ということに資するのではないかとということでございます。

次に、デメリットに関してですけれども、これは 4 点ほどございました。

録音データは正式な会議録ではありません。正式な会議録となっていない段階ですが、そういうものをそのまま公開することはやはり問題があるのではなかろうか。出すのであれば、情報公開条例上の公開対象の記録なりに位置づけた上で公開していくということが必要なのではないかという意見がございました。

それから、不規則発言、不穏当な発言をどうするのかという問題で、不規則発言であれば正式な会議録では削除される扱いになるわけですがけれども、そういうものに合わせてその部分をカットしていくようなことも必要になってくるのではないかということです。

これに関して、実際問題、本会議については、映像、音声も含めてですけれども、公開しているところはかなりありますし、恐らくこれからどんどんふえてくるだろうと思います。そのときも、先ほどの不規則発言ですがけれども、当然その部分をカットすることが必要になってくるということで、実際に不規則発言で取り消しがあった部分、会議録からは当然削除すると思うんですがけれども、同様に、その部分だけ音声が出ないように処理をしているというところがほとんどでした。

そうはいいまして、録音データと正式な会議録というのはどうしても相違が出てくる。要するに、録音データというのは素のデータですがけれども、会議録というのは整文したデータですから、全く一致しているわけではありません。どうしても相違が出てくるわけですがけれども、この違いをどうするかということで、この点については、議員なり市民から疑問が出された場合には、違っているのはこういうわけですよということをきちんと説明する必要があるだろうというふうな意見がありました。

4点目ですがけれども、録音データ、ICレコーダーや映像も含めてですけれども、保管をどうするのか、永年保存、長期保存が可能なのかという問題が出されました。これは、永年保存、長期保存するのは難しいのではないかというような意見がございました。そういう磁気記録媒体の保存方法をどうするか、これは考えておく必要があるのではないかと、そういうふうな意見がありました。

○杉本幸彦（浜松市議会） 続きますと、62 ページの議事運営関係1の閉会中受理した請願につきまして、7班の報告をさせていただきます。

まず、(1)につきましては、閉会中に受理した請願を付議事件として臨時会を招集することができます。行政実例として、昭和49年2月5日に臨時会招集の請求ができる旨認めています。議員は、当該請願が緊急を要すると認めた場合には、議員定数の4分

の1以上の者が連署し、長に対して臨時会の招集を請求すればよいということになっております。

続きまして、(2)につきまして、付託できるとする意見とできないとする意見がありましたので、報告させていただきます。

まず、できないとする意見につきましては、本会議に上程されていない議案を委員会へ付託することはできないため、原則としては、臨時会を招集し、会議に上程した上で議長が委員会に付託すべきであると考えするという意見がありました。

一方、できるのではないかとする意見としては、昭和26年10月10日の行政実例で、議長が請願を受理したとき、本会議へ上程することなく、直ちに常任委員会に付託することは、その旨、会議規則に定めてあれば差し支えないとあるため、当該市の会議規則にその旨定めがあれば、継続審査案件を持ち、活動能力を有する常任委員会に議長が付託することは可能ではないかと考えるという意見がありました。

最後に、(3)として、受理者としては2つの方法が考えられております。1つ目としては〇〇議会議長あてとする方法で、議長が選挙されていないものですから、職名だけとするものです。2つ目として、年長議員が受理する方法で、これは初議会において年長議員が臨時議長になって議事を運営することを類推適用するという考え方です。

なお、2つ目の参考として、生駒市では、平成19年5月に改選後の議員辞職の請願書があったということがありました。

以上、報告を終わりたいと思います。

8 班

○伊藤加代子（小牧市議会） 私ども 8 班の発表をさせていただきます。

1 つ目は、議事記録関係 1、会議を録音した音声データや映像記録の保管状況及び情報公開の対応についてであります。

私どもの班 11 市のうち、3 市が音声データをある一定期間保存していますが、情報公開の対象にしているのは 1 市でありました。しかし、会議録と言われるものはあくまでも文字化されたものとして扱っています。そのほかの市でも、音声はとっておりますが、会議録調製用として残しているということであり、会議録ができたならば破棄しているのが現状です。

この例題のように、情報公開とした場合のメリットは、議会のより透明性が図られ、迅速な公開が可能となり、行政の義務を十分果たすことができると考えますが、一方、デメリットとしましては、会議録に手を加える必要が出てきた場合の対応と、その会議録との相違、また、それに伴う事務量の増加が考えられます。

平成 16 年の最高裁の判例の中で、会議録調製の決裁が済んでいない場合には、そのためにとられたテープについても会議録調製前ということで公開する必要はないが、会議録調製後は、そのテープが残っている場合は、その音声データも公開の対象となるという意見が述べられています。また、ある本によりますと、録音テープと後日配布される会議録とが相違があるとき、録音テープによる記録が先行することとなり、会議録の信用性に疑義を抱かせることになるというご意見がありました。そもそも職員の利便性のために流していた音声を、本当に情報公開として扱うべきであったのであろうかという疑問を私たちは抱きました。

次に、議事運営関係の 2、議員提出条例案の答弁補助者についてであります。

説明員というのは、地方自治法 121 条の規定に定められているものであり、例題のような支持者、住民団体、学者等は含まれていないため、残念ながら、現在のところ、例題のような方々が説明員として出席することはできないと考えます。どうしても補助が必要ということであれば、休憩中に意見を伺うとか、委員会の中に参考人として来てもらうという意見になりました。提案をする以上は、その議員が十分勉強した上で臨む必要があるという意見もあり、その場合、補佐する立場としての事務局の責任も重くなってくるものと思われまます。

実際に、議員提案で条例を議決させているところもあり、今後、議会を活性化すれば

するほど、このような事例が多く出てくるのではないかと考えます。ですから、今後は、議長が許可すれば例題のようなケースも可能とする必要があると考えます。ただ、そのような場合においても、説明員についてはあくまでも議員が行うべきであるという意見でありました。

以上が8班の発表になります。

(提出分)

議事記録関係 (第3グループ)

1 【意見交換】

私ども11市のうち、3市が音声データをある一定期間保存している。、そのうち情報公開の対象としているのは1市であったが、あくまでも文字化されたものを正式な会議録として扱っている。その他の市は、音声テープはあくまでも会議録調製用のためのものであり会議録ができたなら破棄している。

情報公開については、平成16年の最高裁の判例の中で、「会議録調製のすんでいない場合には、そのために録音されたテープについても会議録調製前のため公開する必要はないが、

会議録決裁後、その音声データが残っている場合は公開対象となる。」と述べられている。

ただ、そもそも利便性のため職員間のみで聞くことができるようにした議会音声を情報公開の対象として扱う必要があるのかという疑問を持った。

【メリット】

- ・議会の透明性がよりはかれる。
- ・迅速な公開が可能となる。
- ・行政の義務も十分はたすことができる。

【デメリット】

- ・会議録に手を加える必要が出てきた場合の対応。
- ・事務量の増加。
- ・録音テープと後日配付される会議録に相違があるとき、録音テープが先行し会議録の信用性に 疑義を抱かせる。

2 【留意事項】

- ・読み上げソフトの完成度を上げるためには、会議録検索システム作成時からルール作り

(記号、略語、スペースは使用しない等)が必要である。

・導入する前に利用する視覚障害者の意見をしっかり聞き、利用者にとって簡単で使い勝手の

良いソフトにする。

・誤った読み方への対応。

議事運営関係 (第3グループ)

1 閉会中受理した請願について

(1).閉会中に受理した請願は、臨時会招集請求の対象になるか。

【意見】

対象になる。ただし、実例は少ないと思われる。

(2) 議長が閉会中に受理した請願を、閉会中の継続審査事件を有する委員会に直ちに付託することができるか。

【意見】

継続審査には議決が必要であるためできない。

(3) 議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合、任期満了後から新議長の選出までの間は、誰が請願の受理者になるのか(請願者から見ると提出先)。

【意見】

〇〇市議会議長殿、または最年長議員

2 議員提出条例案の答弁補助者について

【意見】

地方自治法 121 条に定められている説明員には、例題の支持者、住民団体、学者等は含まれていないため、例題の方々が説明員として出席することは認められない。

どうしても補助が必要であれば、「休憩中に意見を伺う。」、「委員会に参考人としてきてもらう。」という意見がでた。

また、提案をする以上は、その議員が十分勉強したうえで臨む必要があるという意見もあり、その場合には補佐する立場の議会事務局の責任も重くなってくると思われる。

実際に議員提案で条例を議決させているところもあり、今後議会が活性化すればするほどこのような事例が多く出てくるのではと考える。今後は、議長が許可すれば例題のようなケースも可能とする必要があると考えるが、説明員については極力議員が行うべき

ではという意見もあった。

3 地方自治法の一部改正に基づく議会の意思決定機関として会議規則による議員全員協議会や広報委員会のあり方及び留意事項について

【メリット】

- ・ 公務災害、費用弁償の対象となる。
- ・ 議員の公務性が上がる。
- ・ 記録に残り、発言に対して公人としての意識が高くなる。

【デメリット】

- ・ 公開対象となり調整が難しくなる。
- ・ 非公式による調整の場は必要であり、新たな非公開会議を作らなくてはならない。

9班

○藤原正俊（姫路市議会） 第3グループ第9班を代表して報告させていただきます。

まず、61ページの議事記録関係の2、視覚障害者に対する音声読み上げソフト利用時の配慮についてであります。

まず、会議録作成に当たり、読み上げソフトへの対応をしている自治体はありませんでしたけれども、声の議会報を発行する形で視覚障害者への対応をしている議会がありました。また、録画配信を行っている議会が半数以上を占めており、ある一定の対応はできているのではないかと考えられます。しかしながら、過去の議事録などを閲覧し、読み上げソフトを使って聞かれる場合も考えられるため、どのような留意事項があるかをメンバーで話し合いました。

その結果ですが、まず、今あるホームページとの関係で、例えばフレーム形式のホームページですと読み上げに向かないとか、弱視や視覚障害者の方の場合、文字の大きさを変えたり色を変えたりする形でホームページを見やすくするようなソフトがあるようなんですけれども、逆に、そういった配慮をすることで、今まで見ていた方が見にくくなるという問題があるのではないかという意見がありました。

また、同じ言葉でも、例えば、きのうの研修でもありました「一間（いっけん）」と「一間（ひとま）」のような、同じ漢字でも正しく読まれられないようなケースや、各地方の方言、「端」と「橋」の違いのようなイントネーションの違いに対応するために、関連する読み上げソフトがどのような対応をしているのか、そのような動作状況などを確認し、調査研究をすることが留意事項として必要ではないかという意見になりました。

実際に読み上げソフトへ対応することや、そういったソフト自体をホームページに導入することについては、コストや作業量などの問題が一番大きくあるんですけれども、前述のような留意事項を検討した上で、バリアフリーに係る国際規格やJIS規格に適合した、例えば、先ほども申しあげました文字の大きさ、色をこちらで指定せず、見る側、聞く側が自由に設定できるようなデータシステムづくりに配慮していかなければいけないという結論になりました。

続きまして、62ページの3、地方自治法の一部改正に基づく議会の意思決定機関として会議規則による議員全員協議会や広報委員会のあり方及び留意事項については、地方自治法の改正に伴いまして、広報委員会や全員協議会だけでなく、各会派の代表者会なども含めて意思決定機関を会議規則で位置づけた議会は、グループの11自治体中5

自治体ありました。

位置づけたことによるメリットとして、まず1つ目として、協議をする場としての役割が不明確であったものが明確になった、2項目めとして、その場を公開することによって意思形成過程を含めた議会の透明性が高まること、3番目として、市民に原則公開されることになること、4番目として、公式の場として位置づけられることで、議員にとっては公務災害の対象になることなどがメリットとしてそれぞれ挙げられました。

留意事項としては、さまざまな意見がありましたけれども、費用事項や日当の取り扱いについて検討する必要があるのではないかという意見がありました。

いずれにしても、一定の答えがあるわけではなく、各議会の状況に応じた対応をとることが必要であるため、各自治体で十分議論されたいことを結論として申し上げます。

(提出分)

議事記録関係 (第3グループ)

1 会議を録音した音声データや映像記録の保管状況及び情報公開の対応について

I Cレコーダー、テープの使用については、各議会バラバラである。保管は、会議録が調製されるまでが大半で、一部の市ではテープを5年保存すると決めている。

各団体の情報公開の仕組みにもよるが、会議録を調製されるまでの間は公開すべきだとの意見と、会議録との不整合が生じる恐れがある観点から公開すべきではないという意見があった。

会議録作成後は、不存在ということで一致した。

議事運営関係 (第3グループ)

1 閉会中受理した請願について

- (1) なるだろう。
- (2) 行政実例にあるとおり、できない。
- (3) ○○市(県)議長あてに提出してもらって、事務局が受理する。

2 議員提出条例案の答弁補助者について

説明員にはなれないので、参考人としてはどうか。

10 班

○瀬戸あゆみ（和泉市議会） 第4グループの議事記録関係の1、議事運営関係の1について、第10班を代表いたしまして、和泉市議会事務局の瀬戸が報告させていただきます。

まず、議事記録関係の1、会議録における表記について。

各自治体の取り扱いをお伺いしましたところ、(1)の障害者、子供等の表記については、ほとんどが執行部からの通達は出ておらず、法令や事業名で平仮名表記されている場合にはそれに沿ったり、原本に準じた運営、また、日本速記協会が発行している標準用字用例辞典に従った運営、また、事務局で独自に用語集を作成している運営等、それぞれの対応をされていることがわかりました。

班としては、読み手が読みやすいことを重要視した場合、漢字による表記もよいのではないかという結論に至りました。また、独自の運営として、数十名いる議員さんのうち、要望があった2名の議員さんの発言のみ、通常漢字表記の「子供」という発言を平仮名表記としているという自治体もありました。

また、これに伴いまして、会議録検索システムについても話が及びまして、現在、ソフトによっては、例えば平仮名表記の「障がい者」でキーワードを入力しても、漢字表記の「障害者」に関する発言がヒットするものもあるということでした。

本件のような表記の問題は今後ふえてくることも予測されます。その都度、執行部の動向を見つつ、議会事務局としてはしっかりとの方針を打ち立てて対応することが必要だと感じました。

次に、(2)、会議録上で文脈の乱れや間をあらわす記号として、「——」「……」の使用状況について各自治体にお伺いしましたところ、「——」については、発言を遮られた場合、前後のつながりがとれない場合など用途を分けて使用しているところもありましたが、記録できなかったのではないかの誤解を与えるおそれ等もあることから、使用せずに、できるだけ句読点で整文するというところが多かったです。

また、「……」については、読み手にとってもわかりづらいのではないかとか、「……」があることによって逆にその内容を追及したくなるのではないかという意見があった点から、どうしても対応が迫られた場合は情景描写等で対応できるのではないかという意見があり、また、どちらについても多用は避けるべきであるという見解で一致いたしました。

会議録等については、きのう阪田、松山両先生、また先ほどの発表で6班の方がおっしゃっておられましたように、これといった正解はないのではないかと考えます。しかしながら、ほかの自治体の貴重なご意見を聞くことができまして、知識や方法を多数知ることができ、表記の選択の幅が広がったように感じます。

次に、議事運営関係の1、委員会付託議案と本会議との関係について報告いたします。

こちらについては、私ども10班には10名の参加者がいたんですけれども、10の自治体ではいずれも実例はないということでした。

審査状況の中間報告を求めることについては、標準会議規則に「議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。」と規定がされていますので、差し支えはないと思いました。

(2)、中間報告後、本会議の議決に基づき、本会議で議案を審議する件については、今こちらにもいらっしゃって、議論の中でも多数お名前を出さしてもらいました野村先生の著書であります「議会運営の実際」の5巻によりますと、中間報告書をもとに本会議で案件の審査ができるのかとの問いに対しまして、委員会が事件についての中間報告書を提出しても、また委員長が口頭報告をしても、当該事件は委員会に残っていますので、本会議は中間報告書をもとにして案件の審査に入ることはできないとされており、本会議で審議する対応はできないものと思われまます。

また、本会議での扱いですけれども、質疑は報告の内容に限定されますが、できます。討論はできません。議決も、こちらは委員会に残っておりまして対象外ということで、できないということでした。

最後に(3)、本会議で直接審議するためにはどのような方法が考えられるかという件については、委員会に付託した事件は、審査終了後、再び本会議に戻るのが原則ですが、会期終了近くになっても審査が終了しない場合には、委員会審査独立の原則の例外として、中間報告を経て、議会の議決により、委員会の審査に期限を付すことができることになっており、また、中間報告自体も審査期限決定の前段階として位置づけられているということでした。また、標準会議規則には、審査期限までに審査が終了しないとき、議会は委員会報告書の提出がなくても審議できる旨の規定があることから、審査期限満了後、本会議での審査ができるものと思われまます。

(提出分)

議事記録関係（第4グループ）

1 会議録における表記について

(1)各自治体の取り扱いを伺ったところ、障害者、子供等の表記については、ほとんどが執行部からの通達は出ておらず、法令や事業名等で平仮名表記とされている場合はそれに従う等、原本に準じた運営、日本速記協会発行の標準用字用例辞典に従った運営、事務局で独自に用語集を作成している運営等、それぞれの対応をされていることがわかった。

10 班としては、読み手が読みやすいということを重要視した場合、漢字による表記でもよいのではないかという結論に至った。

また、独自の運営として、数十名いる議員のうち本人から要望のあった2名の議員の発言のみ、通常漢字表記の「子供」を「こども」と平仮名表記して使い分けている自治体もあった。

また、会議録検索システムについては、ソフトによっては、例えば平仮名表記の「障がい者」でキーワードを入力しても、漢字表記の「障害者」に関する発言がヒットするものもあるとのことであった。

本件のような表記の問題は、今後増えてくることも予想される。その都度、執行部動向を見つつ、議会事務局としてしっかりとした方針を打ち立てて、対応することが必要だという結論に至った。

(2)会議録上で文脈の乱れや間をあらわす記号として「——」や「……」の使用状況について各自治体に伺ったところ、「——」については、前後が繋がらない場合、発言を遮られた場合等、用途を分けて使用しているという自治体もあったが、読み手に記録ができなかったのではないかと誤解を与える恐れ等もあることから、極力使用せず、句読点等で整文するという自治体が多かった。

また、「……」は読み手にとってもわかりづらいのではないかという意見や、「……」とあると逆にその部分の内容が何だったのかを追求したくなるのではないかという意見があったことから、「……」に代わる対応を迫られた場合は情景描写等で対応できるのではないかという結論に至ったが、いずれにしても多用は避けるべきであるという見解で一致した。

総じて、会議録等の表記については、昨日の(社)日本速記協会 阪田勝紀・松山弥生両講師の講義でもあったが、これといった正解はないのではないかと考える。しかしなが

ら、他の自治体の運用状況を聞くことで、情報を多数共有することができ、表記の選択の幅が広がった。

2 議会運営委員会が紛糾し、議事日程が作成されないまま本会議が開かれ、開会しないまま自然流会となり、閉会となった。

(1)流会となった場合の会議録については、「定足数に達しない」等の理由を付し、「本日は会議を開くに至らなかった」旨を記載した会議録を作成するのが適当であり、また、休憩後再開できなかつた場合も同様に、「以降は会議を開くに至らなかった」旨を記載した会議録を作成するとの結論に至った。

(2)議長が会議当日までに議事日程を作成しなければ、会議を開くことはできない。当設問では議事日程が作成されないまま流会とあるが、自然休会ではないかとの意見があった。当設問では会期延長の議決をしていないため、そのまま閉会となるものとの結論に至った。

議事運営関係（第4グループ）

1 委員会付託議案と本会議との関係について

(1)当10班構成の自治体においては、同様の事例はなかったが、本会議の議決により審査状況の中間報告を求める件については、標準会議規則に「議会は、委員会の審査または調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる」と規定されているので、差し支えはないという結論に至った。

(2)中間報告後、本会議の議決に基づき本会議で議案を審議する件については、野村稔講師の著書である「議会運営の実際」第5巻によると、「中間報告書をもとに本会議で案件の審査ができるか」との問いに対し、「委員会が案件についての中間報告書を提出しても、また委員長が口頭報告をしても、当該案件は委員会に残っていますので、本会議は中間報告書をもとにして案件の審査に入ることはできません」とされており、本会議で審議するという対応はできないものと思われるため、質疑（報告の内容に限定される）は可能、討論は不可能、議決も対象外のため不可能という結論に至った。

(3)本会議で直接審議するためには、どのような方法が考えられるかという件については、委員会に付託した事件は、審査終了後再び本会議に戻るのが原則だが、会期終了近くになっても審査が終了しない場合は、委員会審査独立の原則の例外として、中間報告を経て議会の議決により委員会の審査に期限を付することができることになっており、中間

報告自体も審査期限決定の前段階として位置づけられている。また、標準会議規則には、審査期限まで審査が終了しないとき、議会は委員会報告書の提出がなくても審議ができる旨の規定があることから、審査期限満了後、本会議での審議ができるものとの結論に至った。

2 外交問題に関する意見書について

(1)議案としての要件を満たしていれば、議長は受理する義務があり、拒否することはできないとの結論に至った。

(2)当該団体、住民の利害が密接に関連している場合は、その限りにおいて当該団体の「公益に関する事件」として論議できる。例えば、北朝鮮拉致問題に関する場合は、被害者住民のいる議会に限られると考える。要は、外交問題から派生する現象が当該団体に深く関係するときには対象にすることができるとの結論に至った。北朝鮮拉致問題に関する場合は、被害者住民の存する議会に限られるのではないか。自治省通知も尊重し、慎重に対応すべきとの意見も出された。

3 予算及び決算議案に関する常任委員会の運営のあり方について

(1) (2)当 10 班構成の自治体においては、予算及び決算議案について、実際に常任委員会を設置し審査している自治体はなかった。代わって各自治体では、特別委員会を設置したり、議案一体の原則からは外れるが、各所管の常任委員会へ分割付託したり、また、決算の一般会計は総務担当の常任委員会へ、特別会計は所管の常任委員会にそれぞれ付託する等の運営がなされていた。

また、予算・決算常任委員会が設置された場合を想定して、協議をしたところ、デメリットとしては、会議時間や会議日数が多くなってしまふ、委員になった議員とならなかつた議員との公平性はどうか等の意見があつたが、メリットとしては、特に意見はなかつた。

実際に、全国市議会議長会に照会したことがある自治体（班員）から、全国的にも予算・決算常任委員会を設置している自治体数は、非常に少ないという回答があつたとの報告もあつた。

11 班

○谷 浩二（桑名市議会） 三重県桑名市議会事務局の谷と申します。11 班を代表いたしまして報告させていただきます。

11 班の課題は、63 ページの第 4 グループ、議事記録関係としては 1、会議録における表記について、議事運営関係については、2 の外交問題に関する意見書について、この 2 課題でありました。

まず、一番初めの 1、会議録における表記についてのほうから報告させていただきます。

(1)、障害者、子供等の表記について、執行部から、法令名等を除き「障がい者」と表記するよう通達が出ている場合、会議録上の表記はいかにすべきか、また、他自治体の取り扱いを伺うということですが、協議した中では 3 通りの方法が出まして、1 つ目が用語例集に基づいて「障害」という漢字を使うというもの、2 つ目は執行部の取り組みに合わせて「障害」の「害」を平仮名で取り扱っている、もう 1 つは、「障害」の「害」を平仮名とするのを原則としつつも、各議員の判断に任せる、会議録をつくる時にそれぞれの議員に確認しに行っている、そういう 3 通りが見られました。

いかにすべきかということは、各自自治体の判断に任せるというか、会議録を統一していくという点、またマニュアル化していくというのも 1 つの方法だと思いますし、そういう申し合わせというか、議員も含めて、各派代表者会議とか議会運営委員会、しかるべき会議でそういう話し合いをするのも 1 つの方法ではないかという意見もありました。

(1)の、障害者のほかに子供というのもあるんですけども、子供については、漢字ですべて「子供」と書くところと、「子」だけ漢字で、「供」は平仮名というところもあるし、すべて平仮名というところもありました。

1 つ話し合いの中で出たのは、障害者、子供等と挙がっているんですけども、「等」という、ほかにこういう事例があるのかどうかちょっと思いつかなかったので、また先生から事例があれば紹介いただきたいと思います。

次、(2)の会議録上で文脈の乱れや間をあらわす記号として「——」や「……」を使用しているか、使用していない場合どのように処理しているかということですが、初めに「——」のほうについては、言いかえをあらわす場合としては使っていますけれども、文脈の乱れや間をあらわす記号としては使っていない、「……」のほうは、語尾が切れ

たときにそういう処理をしているという議会が多かったです。中には、「……」自体を見たことがないという市議会さんもいまして、そういうところについては、速記者が入っているらしいんですけども、議場で聞こえたものだけ、判別できるものだけ記録しているということだそうです。

次に議事運営関係のほうの外交問題に関する意見書についての(1)、議長は外交問題の意見書案の受理を拒否できるかということですが、議員の議案提出権もしくはきちっと賛成者等を踏んで要件を満たして提出されたものであれば、拒否はできないということで結論が出ました。

(2)、地方議会が、外交問題について、いかなる場合でも意見書を関係行政庁と国会に提出することができないのかということですが、これは、地域の事情によって、基地を抱えている自治体があれば、そういうものに対しては意見書を提出することができるのではないか、野村先生の本にもそういうふう書いてあるんですけども、そんなことで意見がありました。

(提出分)

議事記録関係 (第4グループ)

1 (1) 「子供」については、通常は漢字を使っている市が多いが、全部ひらがな、「ども」のみひらがなにしている市もある。

障害の「害」については、原則漢字、原則ひらがなの両者があるが、議員に確認しながら表記を変えている市もある。

(2) 「ー」や「……」を使用している市が大半であったが、使用していない市は速記者による記録で、聴取可能な範囲で記載した上で整文を行っている。

2 (1) 事前に口頭なり文書で開議の通知はなされているので、通知は行ったが会議を開くに至らなかった旨の記録は残しておくべき。

(2) 議事日程は作成不能

議事運営関係 (第4グループ)

1 (1) 委員会審査が長引き、委員会において結果が出ていない場合は、本会議において中間報告を求めることが適当と考える。

(2) 委員会の審査終了が見込めない場合は、本会議の議決によりまずは期限を設ける

べき。その期限内に結論が出ない場合は、議決により本会議で審査を行う。

(3) (2) ができないとは考えない。

2 (1) 議員の議案提出権に基づいて提出された以上、拒否できない。

(2) 基本的には出せないと解すべきだが、米軍基地を抱えている自治体がそれに関する意見書を提出することなどはやむを得ないと思われる。

3 (1) メリットとして、①分割付託という違法性が解消される、②特別委員会を設置している場合は、常任委員会に移行することによって事務手続きが軽減される。デメリットとして、他の常任委員会と委員が重なっていれば日程調整が難しく、予算委員会が長引けば他の議員を待たせることになる。

(2) メリットとして、予算審査と組み合わせるのなら、執行状況とあわせてチェックできる。デメリットとして、短期間の審査のため、常任委員会を設置する必要性が明確でない。

12 班

○柿本剛志（久留米市議会） 福岡県久留米市議会事務局の柿本と申します。12 班を代表しまして討議の結果を発表させていただきます。

63 ページの議事記録関係課題 2 番になります。議会運営委員会が紛糾し、議事日程が作成されないまま本会議が開かれ、開会しないまま自然流会となり、閉会となったというケースですけれども、この課題に入ります前に、本会議が開かれ、開会しないままという状況がよくわかりませんでしたので、議長の開会宣告が会議規則に定める時間内に行われなかった場合ということで討議を行いました。

(1)、その日の会議録はどのように作成すべきかということですが、会議録はつくらなければなりませんので、年月日と会議を開くに至らなかった旨を記載すべきではないかという意見でした。

(2)ですが、そのような状況での議事日程の作成についてどのように考えるべきかということですが、議事日程の作成は議長の専決事項でありますので、作成しようと思えばできると思われまます。ただし、議事日程は通常、議会運営委員会などにおいて全会一致で作成されているところがほとんどだと思われまますので、實際上、無理に作成したとしても、本会議が正常に運営できるかといえは難しいのではないかという意見がほとんどでした。

続きまして、64 ページの議事運営関係課題の 3、予算及び決算議案に関する常任委員会の運営のあり方についてということでございます。

(1)の予算に関する審査の状況ですが、予算委員会常任委員会を設置、運用している議会の意見などということでしたけれども、12 班の 10 名に聞いたところ、予算議案を審査するに当たって予算委員会常任委員会を設置しているところはありませんでした。当初予算につきましては、特別委員会を設置しているところが多かったんですけれども、常任委員会に分割付託しているところも幾つかありました。また、補正予算議案につきましては常任委員会に分割付託しているところが多かったようでした。予算の議案につきましては、議長と監査委員を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置しまして、その分科会として常任委員会のほうで審査するというような形をとっているところもありました。

それから、委員外議員の発言を認めているようなところ、分割で行っているところなんですけれども、委員以外の議員が傍聴されて、委員外議員の発言を行っているような

ところもありました。

メリット・デメリットですけれども、メリットとしては余りないのではないかということでした。

(2)の決算の審査に関してですが、文中にあります、議員より、決算議案を審査するのになぜ通年の常任委員会化する必要があるのか、常任委員会化することで何をするのかというような意見があったということですが、まさに討議の中でもこういう意見が出されまして、メリットはないのではないかというような意見でした。